

新旧対照表

「外国証券取引口座約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第7条 配当等の処理 (現行どおり) 2～7 (現行どおり) <u>8. 配当金等の支払い手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払を開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払い義務を免れるものとします。</u></p> <p>第8条 新株予約権等その他の権利の処理 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) (現行どおり) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">付 則 (2025年10月1日)</p> <p><u>1 第7条第8項及び第8条第5号の改正は、2030年10月1日より施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用する。</u></p> </div>	<p>第7条 配当等の処理 (省 略) 2～7 (省 略) (新 設)</p> <p>第8条 新株予約権等その他の権利の処理 (同 左)</p> <p>(1)～(4) (省 略) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>